新型コロナウイルス感染拡大による影響を 受けた進出日系企業が活用可能な支援措置 (山東省)

2020年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

青島事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)青島事務所が律動(天津)法律諮詢有限公司に作成委託し、2020年2月20日までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび作成者が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所

E-mail : PCQ@jetro.go.jp



新型コロナウイルスによる肺炎の拡大は企業経営にも大きな影響を与えており、2月10日からようやく操業を開始することが可能となった。山東省の発表によると、2月19日時点で操業を再開した外資系企業は59.3%で操業再開可能日から10日間後でも6割弱であることが分かった。進出日系企業の多くは、この難関の乗り越えを最も喫緊の課題とし、各種対策を講じている。政府もコロナウイルスの感染拡大を極力防止すると同時に、経済への悪影響を最小限に抑えるべく、企業の操業再開への支援策、及び経営上に直面する諸問題をめぐり、一連の支援策を打ち出している。

一日も早く進出日系企業は正常な経営状態に回復できることを願い、本資料は山東省政府 が公布した一連支援政策の中で特に日系進出企業の経営難関を乗り越えるために有益だと思 われる政府支援策に焦点を当てて取り纏めてみた。

一、社会保険料の納付猶予

山東省政府は2月11日「外資企業の営業、操業再開の加速と外資企業による投資促進に関する若干の措置について」を公布し、外資系企業に対し19項目の支援策を策定した。その中に条件付きではあるが社会保険料の納付猶予措置が含まれている。2月18日に国務院より社会保険料の減免措置が打ち出されたことにより、企業にとって納付猶予の意味は小さくなったが、減免措置の利用終了後の6月以降、更に6カ月間の納付猶予措置を活用する場合、今年度の社会保険による人件費の負担軽減となり、活用に値するものと思われる。

社会保険は①養老保険、②医療保険、③生育保険(青島市の場合は医療保険と統合)④労災保険、⑤失業保険の5種類からとなる。上記の通達によると、社会保険料の内、納付が猶予できるのは①養老保険、④労災保険、⑤失業保険の3種類であり、且つ企業負担分のみ納付猶予ができると理解される。個人が負担すべき養老保険及び医療保険については、企業は通常通りに源泉徴収し、納付猶予対象から除外された医療保険、生育保険と一緒に通常通り納付手続きが必要となることにご留意頂きたい。

また、納付猶予の条件として、①新型肺炎流行の影響により、臨時的な生産経営困難に直面している②社会保険料を納付できない③人力和社会保障局に申請し、人力和社会保障部門の審査に通る、という3つの条件が付けられているものの、明確な審査基準については、公表されておらず不明瞭であるが、弊所がヒアリングを行った青島市の場合、適用条件及び申請に必要な資料は以下の通りである。

適用対象	法に従い社会保険料の納付義務を履行し、連続3ヵ月間従業員へ最低賃金の支給ができない 又は3ヵ月以上正常な経営、操業ができず、従業員に生活費のみを支給する企業
提出資料	①納付猶予申請書
	②前年度の財務監査報告書
	③直近1年間の会計諸表、銀行口座残高証明書及びステートメント、給与統計表
手続	方法①:郵送による申請: 宛先:青島市人力社会保障局養老保険処 (住所:青島市闽江路7号:電話:0532-85912362) 方法②:オンライン申請: http://zwfw.sd.gov.cn/sdzw/items/list/detail.do?innercode=1296

二、昨年度実際納付した社会保険費の還付

前述のとおり、2020年2月から6月までの社会保険料の一部は国務院の決定により納付が 免除されたが、ここでは山東省が定めた昨年度企業が納付した社会保険料の還付措置につい て説明をしたい。

山東省政府が 2020 年 2 月 12 日に公布した「国家と省の関連政策措置を遂行実施し、中小企業の安定的、健康的な発展を促進する実施細則」及び 2 月 19 日山東省財政庁が公布した同実施細則に関する通達によると、従業員の人員削減を行わない又は僅かな人員削減に止めた企業の場合、昨年度に実際納付した失業保険納付額の 50%は還付が受けられる。更に一時的な生産経営が困難であるものの、回復が有望である場合、還付額は所在地の 6 カ月分の月平均失業保険金と社会保険加入従業員人数に基づき、確定した金額まで、引き上げることも可能であるとの支援拡大措置も公布した。

また、当該措置の適用条件となる人員削減の比率上限については、山東省政府が 2 月 17 日に公布した関連通達によると、5.5%(従業員が 30 人以下の場合、社会保険に加入する従業員の 20%)までと定められている。

各市の失業保険金の月支給額は若干異なるが、山東省は 2019 年 2 月より失業保険金の支給基準を所在地最低賃金の 80%に引き上げ、2018 年以降の最低賃金が 1,910 元、1,730 元、1,550 元の水準であることに鑑みると、6 カ月分の月平均失業保険金は一人当たり約 7,000 元~9,000 元程度の還付が受けられる可能性があり、有力な支援措置だと評価できる。

当該支援措置の具体的な申請方法については山東省がまだ公布しておらず、近く公布される見込みであるので、是非続けて関連情報を入手するようご留意頂きたい。

一方、青島市の場合、当該支援策の適用条件及び拡大支援措置の内容が若干異なる。山東省の通達では、企業による個別申請が必要であることに対し、青島市の場合、政府側が内部システムの情報に基づいて、確定できた企業に対し支給することになっている。そして、還付金額について、失業保険金を基準とせず、前年度 6 ヶ月分の企業と従業員が納付した社会保険料の合算金額の 50%としている。

山東省と青島市の当該措置は何れも中小企業に適用対象を限定している。中小企業である か否かは「中小企業のモデル確定基準に関する規定」に従い認定が行われる。関連基準については、本資料の付表までご参考いただきたい。

三、身障者就業保障金の減免

企業は身障者就業保障金を「身障者保障法」、「身障者就職条例」に基づき、企業は毎年納付しなければならない。その計算式は下記通りである:

年間納付額=(前年度在籍従業員人数×1.5%-身障者従業員人数)×前年度企業の平均

賃金1

2月19日に公布された「新型コロナウイルス肺炎状況を積極的に対応し、就職安定事業を遂行することに関する若干措置」によって、身障者就業保障金の減免措置について公布している。

当該措置の趣旨は、2020 年 1 月から 2022 年 12 月 31 日までの 3 年間にわたって、分別した企業のランクごとに、身障者就職保障金の納付額を減額したり、従業員人数 30 人以下の場合、身障者就職保障金を免除するとしている。

本資料が作成した時点で当該措置の詳細については担当窓口である山東省身障者連合会の公式サイトはまだ公布しておらず、関連法令の公布状況について、今後引き続きご注目いただきたい。

四、国有企業からの賃借物件に関する賃貸料の減免措置

山東省政府は 2 月 4 日「新型コロナウイルス肺炎の感染状況に対応し、中小企業の安定 平穏健康的な発展を支援することに関する若干意見」を公布した。

同通達によると、中小企業は国有企業が所有する物件を賃借する場合、1~3ヵ月分の家賃 免除又は半減できるとし、また資金繰りが困難である中小企業は家賃の支払猶予ができ、詳細 な支払い時期について、賃貸人との協議により決めることが可能としている。

また、2月18日山東省政府が公布した「新型コロナウイルス肺炎に対応し、生活サービス業、卸小売業及び映画上映業の健康的な発展を支援することに関する若干意見」は飲食ホテル業、レジャー観光業などの生活サービス業、卸小売業及び映画上映業に対し、企業規模を問わず、上記一定期間の家賃免除又は減免を受けられるようにしているほか、政府機関と事業単位の物件を賃貸する場合、2020年2月、3月分の家賃は免除し、経営が確かに困難である場合、4月から6月までの家賃を半減するとしている。

賃貸者は政府機関又は事業単位であるかどうかは、比較的判断しやすいが、国有企業の認定基準については、中国国有資産管理委員会と財政部が公布した「企業国有資産取引監督管理弁法」によると、以下の企業は国有企業と認定される。

- ①政府機関、機構、事業単位が出資し設立する国有独資企業(会社)及び上述の組織、企業は直接又は間接出資し、合計100%の持分を有する企業
- ②上記①に列挙した組織、企業が単独又は共同出資し、保有する持分比率が 50%を上回り、 且つ筆頭株主である企業
- ③上記の①と②に列挙した企業が対外出資し、保有する持分比率の合計が50%を上回る企業
- ④政府機関、機構、事業単位、単一国有又は国有ホールディング企業が直接又は間接に有する出資持分は 50%未満だが、筆頭株主として、且つ株主間の協議書、又は定款、董事会

-

¹ 前年度会社の平均賃金は所在地平均賃金の2倍以下である場合、会社の平均賃金を納付基準額とし、 所在地平均賃金の2倍を超える場合、所在地平均賃金の2倍を納付基準額とされる。

決議又はその他の協議書により実際支配できる企業

もし賃貸物件の所有者が上記国有企業に該当する場合は、家賃の免除及び減額、支払い猶予などをめぐって、積極的に交渉いただくことが考えられる。

以上

付表:

				中小零細企業		
業種	区分指標	単位	大型	中型	小型	超小型
農業、林業、牧 畜業及び漁業	営業収入(Y)	万元	Y≥20000	500≤Y<20000	50 ≤Y < 500	Y<50
	従業員数(X)	名	X≥1000	300≤X<1000	20≤X<300	X<20
工業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥40000	2000≤Y<40000	300≤Y<2000	Y<300
	営業収入(Y)	万元	Y≥80000	6000≤Y<80000	300≤Y<6000	Y<300
建築業			and	and	and	or
	資産総額(Z)	万元	Z≽80000	5000≤Z<80000	300≤Z<5000	Z<300
	従業員数(X)	名	X≥200	20≤X<200	5≤X<20	X<5
卸売業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥40000	5000≤Y<40000	1000≤Y<5000	Y<1000
	従業員数(X)	名	X≥300	50≤X<300	10≤X<50	X<10
小売業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥20000	500≤Y<20000	100≤Y<500	Y<100
	従業員数(X)	名	X≥1000	300≤X<1000	20≤X<300	X<20
交通運送業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥30000	3000≤Y<30000	200≤Y<3000	Y<200
	従業員数(X)	名	X≥200	100≤X<200	20≤X<100	X<20
倉庫・保管業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥30000	1000≤Y<30000	100≤Y<1000	Y<100
	従業員数(X)	名	X≥1000	300≤X<1000	20≤X<300	X<20
郵政業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥30000	2000≤Y<30000	100≤Y<2000	Y<100
	従業員数(X)	名	X≥300	100≤X<300	10≤X<100	X<10
宿泊業			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥10000	2000≤Y<10000	100≤Y<2000	Y<100
飲食業	従業員数(X)	名	X≥300	100≤X<300	10≤X<100	X<10
			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥10000	2000≤Y<10000	100≤Y<2000	Y<100
情報伝送業	従業員数(X)	名	X≥2000	100≤X<2000	10≤X<100	X<10
			and	and	and	or
	営業収入(Y)	万元	Y≥100000	1000≤Y<100000	100≤Y<1000	Y<100